

平成29年度 行政評価 施策カルテ

施策名 1 地域特性に応じた土地利用の推進

施策主管課 都市計画課 総合計画記載頁 148ページ

1 施策の位置付け

政策の柱	V 都市のさまざまな活動を支える都市基盤の機能と質を高めるために	政策名 (基本施策名)	21 機能的で魅力のある都市空間を形成する	政策の達成目標 (基本施策目標)	市内の地域が、その特性に応じた個性や魅力、都市機能を備え、コンパクトで調和のとれた都市空間が形成されています。
------	----------------------------------	----------------	-----------------------	---------------------	---

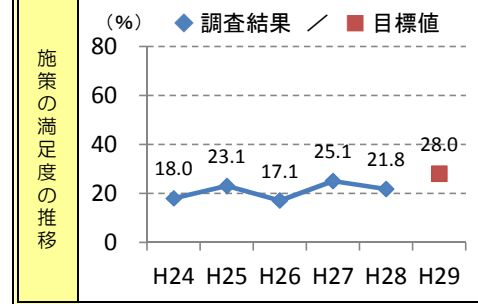
2 施策の取組状況

施策目標 地域の個性や魅力を活かしながら、計画的な土地利用が行われています。

① 施策指標	指標名(単位)		H24	H25	H26	H27	H28	H29 (目標年)	評価	② 市民意識調査結果	指標名(単位)		H24 (現状値)	H25	H26	H27	H28	H29	評価			
	指標1	地区計画導入地区数	単年度目標値	22	23	23	23	23			24	A	指標3	施策の満足度(%)	調査結果	18.0%	23.1%	17.1%		25.1%	21.8%	B
現状値			22地区	実績値	22	24	24	24	24	目標値(H29)	28.0%				前年度からの増減	5.1pt	-6.0pt	8.0pt	-3.3pt			
目標値(H29)			24地区	単年度の達成度	100.0%	104.3%	104.3%	104.3%	104.3%	③ 主要な構成事業の進捗状況 (主要な構成事業の個別の進捗状況は、「3 施策を構成する事業の状況」を参照)										B		
指標2		市街化区域の宅地率	単年度目標値	54.8	55.0	55.1	55.2	55.3	55.4	A	【参考】中核市等との水準比較			指標名(単位)		H24	H25	H26	H27	H28	H29	
			現状値	54.8%	実績値	54.8	55.1	56.0	56.3					56.5	中核市平均							
		目標値(H29)	55.4%	単年度の達成度	100.0%	100.2%	101.6%	102.0%	102.2%					実績値								
			単年度目標値									中核市での本市の順位										
		現状値							中核市平均													
		目標値(H29)							実績値													
									中核市での本市の順位													

※『①施策指標』の単年度の達成度の計算について

★ 増進型の指標(目標値が基準値より増加することが望ましいもの)	$\frac{\text{実績値}}{\text{目標値}} \times 100 (\%)$
★ 減進型の指標(目標値が基準値より減少することが望ましいもの)	$\frac{\text{目標値}}{\text{実績値}} \times 100 (\%)$



① 施策指標	A: 達成度90%超 [33点]	B: 達成度70%~90% [25点]	C: 達成度70%未満 [15点]
② 市民意識調査結果(満足度)	A: 前年度より向上 (+5pt超) [33点]	B: 前年度同水準 (±5pt以内) [25点]	C: 前年度より低下 (-5pt超) [15点]
③ 主要な構成事業の進捗状況	A: 計画以上 (主要な構成事業の2割超が計画以上) [33点]	B: 計画どおり (主要な構成事業の8割以上が計画どおり) [25点]	C: 計画より遅れ (主要な構成事業の2割超が計画より遅れ) [15点]
総合評価	順調:(A評価が2つ以上(C評価がある場合を除く。)) [90点以上]	概ね順調:(主にB評価が2つ以上) [65点以上90点未満]	やや遅れている:(C評価が2つ以上) [65点未満]

取組内容と成果・成果の要因、進捗の状況

施策を取り巻く環境等	国土交通省においては、「コンパクトプラスネットワーク」を基本的考え方とする「国土のグランドデザイン2050」の作成や、平成26年5月の「都市再生特別措置法」の改正により、立地適正化計画の策定が新たに制度化され、全国的にも、立地適正化計画の策定を検討している市町村が増加しており、本市においても、都市機能誘導区域や誘導施設を定めた「宇都宮市立地適正化計画」を平成29年3月に策定・公表したところである。また、県では、平成26年7月に「とちぎの都市ビジョン」を改定し、拠点地区の形成とネットワーク化により目指すべき都市構造として「とちぎのエコ・コンパクトシティ」を掲げ、施策を推進していくこととしている。	市民満足度	・施策を構成する各種事業は順調に実施されているところであるが、平成27年度と比較すると、「満足」や「不満」の率が下がる一方、「わからない」や「無回答」が高くなっている。 ・平成28年度は、連合自治会単位で「ネットワーク型コンパクトシティの実現に向けた計画づくり地域別説明会」を開催したところであり、今後も引き続き、市民へのより一層丁寧な説明に努めるとともに、パンフレットの活用などにより広く周知を図っていく。	総合評価	83点 概ね順調
施策指標	・地域特性に応じた土地利用の推進を図るため、地区計画導入に向けた説明会等の適宜開催や市街化区域の宅地率の向上に取り組むとともに、本市が目指す「ネットワーク型コンパクトシティ」の実現に向け、立地適正化計画の策定(平成30年度までに居住誘導区域の設定)や市街化調整区域の整備及び保全の方針の改訂(平成29年度末)に取り組んでいる。				

3 施策を構成する事業の状況

※凡例 ○:「総合計画の戦略プロジェクト・主要事業」対象, ★:「③ 主要な構成事業の進捗状況」対象(5事業選択)

No.	事業名	戦略P・主要事業※	事業の目的	事業内容		事業の進捗状況	H28事業費(千円)	開始年度	日本一施策事業	施策目標を達成するための取組方針
				対象者・物(誰・何に)	取組(何を)					
1	地区計画制度の活用	★	良好な居住環境の保全・形成	市民・事業者	地区計画制度等に関する説明会の実施	計画どおり		H元		地域資源を活かし、地区の特性に応じた魅力ある景観や快適な環境を形成するため、地区計画制度を活用し、地区施設の配置や規模、建築物等の制限を定めるなど、良好な居住環境の保全などの土地利用を推進しているところである。市民の地区計画制度に関する理解や関心をさらに高めるため、説明会等を実施し、地区計画の導入を推進していく。
2	地籍調査事業	★	一筆ごとの土地情報の適正化	本市域に存する土地所有者及び管理者(土地改良事業・土地区画整理事業実施区域を除く)	地籍調査の実施	計画どおり	90,510	H6		地籍調査事業は、市民や事業者の円滑な土地利用や公共事業への有効活用につながる事業であり、長期的な事業であることから、今後ともDID地区の調査も含めて、計画的に事業を推進していく。
3	都市計画基礎調査	★	地域特性に応じた土地利用	市民	都市計画基礎調査による都市や地域の特性や課題の把握	計画どおり	25,596	S48		都市の現状や動向を把握するため、都市計画法に基づき都市計画基礎調査を実施し、調査により得た情報を地理情報システム(GIS)にて分析し、都市や地域の特性や課題を把握することで都市計画を適切に策定し、地域の特性に応じた土地利用を推進しているところである。今後も基礎調査による分析を実施し、得た情報については、各種施策や都市計画マスタープランの改訂に活用するなど、地域の特性に応じた土地利用を推進していく。
4	市街化区域における土地利用の適正化の推進	★	本市の目指す都市の姿であるネットワーク型コンパクトシティの具現化に向け、「立地適正化計画」を策定することにより、市街化区域において、居住や都市機能の立地誘導に係る取組を一体的・総合的に推進する。	市民及び民間事業者	・関係団体からの意見聴取を通じ、事業者のニーズを把握した上での実効性の高い都市機能誘導策の検討 ・市民説明会やパブリックコメントなどを通じた市民理解の促進	計画どおり	3,964	H26		・本事業は、「ネットワーク型コンパクトシティ」の具現化策の一つであり、市街化区域における居住や都市機能の集約・誘導に向け、地域の個性や魅力を活かしながら土地利用の適正化を図る取組である。 ・今後、都市機能誘導施設立地促進補助金などの都市機能誘導策の周知を行っていくとともに、市民説明会等を通じ市民理解の促進を図りながら、平成30年度末までに、一定の人口密度を維持し地域コミュニティの持続的な確保を図る「居住誘導区域」や「居住誘導策」を盛り込んだ「立地適正化計画」を策定する。
5	市街化調整区域における土地利用の適正化の推進	★	市街化調整区域における現状の社会環境に応じた合理的な土地利用の推進	市民及び民間事業者	定住環境の維持・向上や郊外部の地域拠点における生活利便機能の充実などを図る方針について検討する。	計画どおり	2,906	H27		本事業は、「ネットワーク型コンパクトシティ」の具体化策の一つであり、市街化調整区域において、各地域に配置した地域拠点を中心に、郊外部地域の持続性を高める土地利用の促進に向けた取組である。今後、市民説明会等を通じ市民理解の促進を図りながら、平成29年度末に「市街化調整区域の整備及び保全の方針」を改訂する。また、地域拠点への機能誘導など、土地利用の実現に向けた開発許可基準等の見直しや民間参入を促すための誘導策を構築する。
6	公共施設等の受入れ事業		公共施設(道路や公園等)の適正管理	・開発許可により設置された公共施設の権利者 ・市民(公共施設の周辺住民)	未だ市に帰属されていない所有権の移管及び維持・管理等の説明	計画どおり	346	H5		・これまでの受入れ実績等を踏まえ、平成25年度に策定した未同意物件受入れ計画に基づき、計画的な受入れを実施していく。 ・平成26年度から開始した意向確認のできていない「未同意物件」の受け入れ処理について、今後も権利者等に丁寧な説明を繰り返し行い、公共施設の維持管理について理解を図っていく。

4 今後の施策の取組方針

今後の方向性	
<p>課題</p> <p>◆ネットワーク型コンパクトシティの具現化を図るためには、市内の各地域で、その特性に応じた個性や魅力、都市機能を備え、コンパクトで調和のとれた都市空間の形成が求められており、地域特性に応じた土地利用の方針を整理していくことが必要である。 ◆市民・事業者へネットワーク型コンパクトシティ形成ビジョンに基づく将来の都市構造イメージや都市形成の考え方等について、理解促進を図っていく必要がある。</p>	<p>方向性</p> <p>〈施策全般〉 ◆各事業における地域別説明会や出前講座の開催などにより、市民の理解促進を図りながら、ネットワーク型コンパクトシティの実現に向けて、地域の個性や魅力を活かした計画的かつ適正な土地利用の推進に取り組んでいく。</p> <p>〈主要事業〉</p> <p>〈その他個別事業〉 ◆市街化区域・市街化調整区域における土地利用の適正化の推進 ・機能的で魅力のある都市空間を形成するために、市街化区域において、「立地適正化計画」を策定し、居住や都市機能の集約・誘導に向け、検討するとともに、市街化調整区域において、開発許可制度との調整を図りながら、新たな土地利用の方針を検討することにより、地域特性に応じた土地利用の推進を図っていく。 ・市民・事業者への将来の都市構造イメージや都市形成の考え方等について、意見交換等を引き続き実施し、「ネットワーク型コンパクトシティ」に対する市民理解を深めていく。</p>